二　昭和六十年四月三日農林水産省告示第五百六号（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第五条の二の規定により読み替えられる国家公務員法第八十一条の二第二項第二号の庁舎の監視等の業務に従事する職員で主務大臣が定めるものを定める件）

三　平成十九年七月三十一日農林水産省告示第千一号（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第四項の規定により読み替えて適用する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める勤務の形態を定める件）

第二　昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

1の様式中「第2条」を「第4条」に改める。

2の様式中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式の注意事項4中「別様」を「別葉」に改める。

3の様式中「第5条の2第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式の注意事項8中「第5条の2第2項」を「第7条第2項」に改める。

4の様式中「第7条第1項」を「第9条第1項」に改める。

5の様式中「第8条の2」を「第12条」に、「第10条の8第1項第7号」を「第10条の8第1項第8号」に改める。

6の様式中「第8条の3第2項」を「第13条第2項」に、「第8条の2」を「第12条」に、「第10条の8第1項第8号」を「第10条の8第1項第9号」に改める。

7の様式中「第8条の5第1項」を「第15条第1項」に改める。

8の様式中「第9条第1項」を「第34条第1項」に改める。

9の様式中「第13条の4第1項」を「第42条第1項」に改める。

10の様式中「第13条の6第2項」を「第44条第2項」に改める。

11の様式中「第13条の7第1項」を「第45条第1項」に改める。

12の様式中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

13の様式中「第19条」を「第51条」に改め、同様式の注意事項4中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

14の様式中「第22条の6」を「第59条第1項」に改め、同様式の注意事項9中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

15の様式中「第22条の8第2項」を「第60条第2項」に改め、同様式の注意事項3中「第22条の8第1項第6号」を「第60条第1項第6号」に改め、同様式の注意事項4中「第22条の8第1項第7号」を「第60条第1項第7号」に改め、同様式の注意事項5中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

16の様式中「第22条の9」を「第61条」に改め、同様式の注意事項1中「行なう」を「行う」に改め、同様式の注意事項5中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

17の様式中「第22条の11第2項」を「第63条第2項」に改め、同様式の注意事項5中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

18の様式中「第22条の13第1項」を「第65条第1項」に改める。

19の様式中「第22条の14第1項」を「第66条第1項」に改め、同様式の注意事項4中「第22条の9」を「第61条」に改める。

20の様式中「第22条の14の3第1項」を「第68条第1項」に改め、同様式の注意事項5中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

21の様式中「第22条の20第1項」を「第76条第1項」に改め、同様式の注意事項4中「第15条」を「第48条第1項」に改める。

22の様式中「第23条」を「第79条」に改める。

23の様式中「第35条第4項」を「第92条第4項」に改め、同様式イ中「第35条第1項」を「第92条第1項」に改め、同様式ロ中「第35条第2項」を「第92条第2項」に改める。

24の様式中「第37条第1項」を「第94条第1項」に改める。

25の様式中「第37条第1項第3号」を「第94条第1項第3号」に、「第34条第1項第1号イ」を「第91条第1項第1号ロ」に、「第34条第1項第1号ロ」を「第91条第1項第1号ハ」に改める。

26の様式中「第38条第1項」を「第95条第1項」に改める。

27の様式中「第38条第2項」を「第95条第2項」に改め、同様式の注意事項中「き損」を「毀損」に改める。

第三　平成十四年十月十五日農林水産省告示第千六百三十号（森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）の一部を次のように改正する。

第三項第四号中「。以下「施行規則」という。）第七条の二各号」を「）第十条各号」に改める。

第四　平成十六年四月一日農林水産省告示第八百八十五号（森林法施行規則第八条の十五第二号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「第八条の十五第二号」を「第二十五条第二号」に改める。

第五　平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

一中「第三十四条第一項第二号」を「第九十一条第一項第二号」に改める。

二中「第三十四条第一項第三号」を「第九十一条第一項第三号」に改める。

第六　福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類（平成二十四年五月二十九日農林水産省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

「第十五条第二項各号」を「第四十八条第二項各号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大木須字鍋田二五七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍋田二五七二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市向田字西原二六四四の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）